

福島第一処理水放出で住民ら

差し止め求め提訴へ

漁業者を含む福島、宮城、茨城県の住民らが、東京電力福島第一原発の処理水海洋放出の差し止めを求めて、国と東電を福島地裁に提訴することになった。

原告や代理人弁護士が二十三日、福島県いわき市で記者会見して発表した。処理水放出の差し止めに関する提訴は全国初としている。提訴日は九月八日の予定。

訴状によると、処理水放出は汚染者が汚染物質を拡大させないという原則に反し、市民の平穩生活権を侵害すると主張。放出に関する東電の実施計画、関連設

備の検査を合格とした国（原子力規制委員会）の処分取り消しのほか、東電に放出禁止を求めている。

原告の織田千代さん（ふくしまいわき市）は「海を汚さないで」と訴え、代理人の広田次男弁護士は「国と東電は、重大な過失による原発事故と、故意による処理水放出の二重の加害になる」と批判した。百人以上の原告数を目標している。

取材に対し、東電の小早川智明社長は「訴訟の事実はまだ聞いていなかった。内容を聞いた上で適切に対処したい」と話した。